

議第25号

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例を次のように
に制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井 孝治

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例
京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第19条～第21条）
第4章 雜則（第22条・第23条）」

を「第3章 雜則（第19条・第20条）」に改める。

第8条第1項中「かつ計画的」を削り、「、地域コミュニティの活性化の
推進に関する計画」を「の計画」に改め、同条第2項第3号中「かつ計画
的」を削り、同条第3項中「第19条に規定する審議会」を「京都市地域コ
ミュニティ活性化・市民参加推進審議会」に改め、同条に次の1項を加える。

6 市長は、地域コミュニティの活性化の推進状況等を踏まえ、5年を超
えない期間ごとに、地域コミュニティ活性化推進計画を見直さなければなら
ない。

第3章を削る。

第4章中第22条を第19条とする。

第23条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削
り、同条を第20条とする。

第4章を第3章とする。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

京都市地域コミュニティ活性化推進審議会を廃止する等の必要があるので提案する。